

保有個人情報開示・訂正・利用停止請求に係る審査請求の手続きについて

保有個人情報開示・訂正・利用停止請求に対する決定（※1）に不服があるときは、行政不服審査法に基づき、決定の取消しを求めて審査請求をすることができます。ただし、決定後、一定期間を経過したときは、原則として審査請求をすることができなくなります（行政不服審査法第18条）。

なお、審査請求ができる期間は、決定通知書（※2）に記載されています。

- ※1 保有個人情報開示決定、保有個人情報一部開示決定、保有個人情報不開示決定、保有個人情報訂正決定、保有個人情報不訂正決定、保有個人情報利用停止決定、保有個人情報利用不停止決定
- ※2 保有個人情報開示決定通知書、保有個人情報一部開示決定通知書、保有個人情報不開示決定通知書、保有個人情報訂正決定通知書、保有個人情報不訂正決定通知書、保有個人情報利用停止決定通知書、保有個人情報利用不停止決定通知書

1 審査請求書の提出（行政不服審査法第19条）

審査請求書を1通（※）作成し、決定を行った室課所（お手元の決定通知書の「事務担当室課所」欄に記載されている室課所）に郵送又は持参して提出してください。それ以外の提出方法（電子メール、FAX、SNS等）は認められていません。

※決定を行ったのが、「神奈川県警察本部長」である場合は、2通作成してください（行政不服審査法施行令第4条第1項）。

2 審査請求書に記載する事項

審査請求書は、その様式が法令上定められていませんが、作成の際には、必ず次の（1）から（7）までの事項は記載してください（行政不服審査法第19条第2項）。

これらの事項の記載がない場合や記載が不十分な場合は、記載内容の補正を求める場合があります（行政不服審査法第23条）、補正に応じていただけない場合には、審査請求が却下されることがあります（行政不服審査法第24条第1項）。

（1）審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

（2）審査請求に係る処分の内容

<記載例>

〇〇（例：神奈川県知事、神奈川県教育委員会、神奈川県警察本部長 等）が〇年〇月〇日付けで行った審査請求人に対する不開示（一部開示）決定処分

（3）審査請求に係る処分があったことを知った年月日

（4）審査請求の趣旨

<記載例>

「（2）記載の処分を取り消す」との裁決を求めます。

(5) 審査請求の理由

処分の取消しを求める理由を具体的に記載してください。

<記載例>

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であるから開示すべきである。

(6) 処分庁の教示の有無及びその内容

<記載例>

「この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に〇〇（例：神奈川県知事、神奈川県教育委員会、神奈川県公安委員会 等）に対して審査請求することができます。」との教示がありました。

(7) 審査請求の年月日

【審査請求書の書式例】

審査請求書	
	年 月 日
〇〇（例：神奈川県知事、神奈川県教育委員会、神奈川県公安委員会 等）殿	審査請求人 甲野一郎
次のとおり審査請求をします。	
1 審査請求人の住所（居所）	A市B町10番地
2 審査請求に係る処分の内容	神奈川県知事が 年 月 日付けで行った審査請求人に対する不開示（一部開示）決定処分
3 審査請求に係る処分があったことを知った年月日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	「2記載の処分を取り消す。」との裁決を求めます。
5 審査請求の理由	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇であるから開示すべきである。
6 処分庁の教示の有無及びその内容	「この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。
7 添付書類	